

第三者評価結果（一時保護所）

- ① 第三者評価機関名 特定非営利活動法人 ふくてっく
 社会的養護関係施設評価機関 2901-001-02
 認証番号 全社協 福祉サービス第三者評価機関 270003
 大阪府
- ② 評価調査者研修修了番号
 全社協 SK18232
 全社協 SK18233
 全社協 SK28234
 全社協 SK28235
 大阪府 1102C009
- ③ 一時保護所
 名称 大阪市子ども相談センター一時保護所
 施設長氏名 竹家 裕美
 定員 70名 男児学童22名、女児学童20名、幼児28名
 所在地 大阪府大阪市中央区森ノ宮1丁目17番5号
 TEL 大阪市子ども相談センター (06)4301-3100
 施設の概要 開設年月日 昭和31年11月 大阪市中央児童相談所設置
 一時保護所は高津学園内に開設
 平成22年1月 現在の地に移転
 設置主体 大阪市子ども青少年局
 職員数 常勤職員 47名 (以下令和元年3月16日現在)
 非常勤職員 12名
 職責・有資格職員等の名称・人数 合計52人 (H31年度)
 施設長 1人
 事務職員 事務部門に配置
 個別対応職員 2人
 児童指導員 37人 (男児学童担当14人、女児学童+幼児担当23人)
 心理療法担当 1人
 学習指導員 4人 (非常勤)
 調理員 5人
 管理栄養士 1人
 医師 事務部門に配置
 看護師 1人

④ 評価基準

a評価	評価基準の趣旨や留意点に照らして適切に実施されている。 当該事業所が、その地域性や特性に照らしてよりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目標となる取り組みが行われている状態。
b評価	やや適切さに欠ける状態。 「a」評価に向けて、なお改善すべき余地が残されている状態。
c評価	適切ではない、または取り組みが実施されていない。 「b」以上の取組みとなることを期待する状態。

(注記)

「他の一時保護所が参考とできるような取り組みが行われている状態」として、「S評価」を設定する考え方があるが、一時保護所は地域性が顕著であり、「s評価」の認定は避けた。

よって「a評価」を「目指すべき目標」に到達している最上位レベルとした。

なお、指導監査やISOが、主として事業所の構造的な体制の基準適合性を判断材料に評価することに対して、第三者評価は「目標とするレベル」への到達度で計るという特徴をなしている。従って、「b評価」であっても法令や通達の基準を満たしていないことを意味するものではない。

⑤ 理念・基本方針

一時保護所の支援の基本理念	
◆ 《安全安心》	子どもたちが心身ともに安全で安心できる環境をつくります
◆ 《受容傾聴》	子どもたちの気持ちに寄り添い、言葉に耳を傾け一緒に考えます
◆ 《個性尊重》	子どもたち一人ひとりの個性を尊重した支援を行います
◆ 《協力協働》	関係機関や他部署、すべての人と力を合わせて子どもたちを支援します
◆ 《自己研鑽》	支援の質の向上を目指して、日々、努力、研鑽に努めます
支援の基本方針	
(1) 一時保護所職員の役割	《安全安心》
一時保護所は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離し保護する施設である。一時保護は、子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、一時保護職員は、その期間中、子どもの安全を守るとともに、一人ひとりの子どもの考えや気持ちを十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。	
(2) 一時保護職員の基本姿勢	《受容傾聴》
一時保護所の支援は短期間であるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与える支援を行うことである。 そのためには子どもたちの気持ちを共感的に受け止め、言葉に耳を傾け、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。	
(3) 一人ひとりの子どもを大切にした支援	《個性尊重》
入所理由や現在の表面的な現象のみに目を向けるのではなく、背景にある要因や心理状態を十分に理解し、手段生活においても細やかな個別的配慮を行う。 一人ひとりの子どもの状態や特性、個性に応じた対応をすることが大切である。	

<p>(4) 他部署との連携 《協力協働》</p>
<p>子どもの支援は、一時保護所員だけで行うものではなく、担当児童福祉司を含めたセンター内の他部署の職員や、センター以外の学校、施設、家庭等の関係者との連携、協力のもとに成り立っている。</p> <p>一時保護職員は、常に子どもの現状、行動観察を通して意見交換や協議を行い、連携を密にすることが子どもの最善の利益につながる。</p>
<p>(5) 自己努力・専門性の向上 《自己研鑽》</p>
<p>一時保護所職員は、子どもの生活支援、学習支援、行動観察、緊急時の対応等の業務を担うため、内部の職員又は外部の専門家による教育・指導を受ける機会を積極的に活用し資質向上に努める。また、一時保護職員は、各種研修等により専門性の向上に努める。</p>
<p>(6) 人権侵害行為・懲戒権の濫用禁止</p>
<p>いかなる理由があろうと、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。</p> <p>殴る、蹴る、胸ぐらをつかむ、部屋から引きずりだす等のような直接身体に侵害を与える行為のほか、合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること、食事を与えないこと、年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと、適切な休息時間を与えずに長時間作業等を継続すること、性的な嫌がらせをすること、無視することなどは言うまでもない。</p>
<p>(7) 意見表明権の尊重（意見表明アンケートの実施）</p>
<p>子どもからの意見や苦情を受けるために意見箱を設置し、子どもたちからの意見に対して適切に対応する。また、子どもが自由に意見を表明しやすい環境となるように配慮する。</p>
<p>(8) 学習を受ける権利の保障</p>
<p>学齢児に対して学習支援を行う。大阪市教育委員会事務局との連携協力のもと、教員免許を有する学習指導員及びこども教育専門員を配置し、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行う。</p> <p>また、特にやむを得ず一時保護が長期化する子どもについては、不利益にならないような特段の配慮が必要である。</p>
<p>(9) プライバシー尊重・個人情報保護の厳守</p>
<p>子どものプライバシーを尊重し、持ち物等について無断で見るといったことはしない。入所時の所持物の確認等についても本人の同意のもと行う。</p> <p>子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等を防止する目的を説明し、本人の同意を得て厳重に保管する。</p> <p>職務上知り得た情報は慎重に扱い、センター外で話題にする等も含めて、必要なく第三者に漏洩してはならない。</p>

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日（開始日）	2019年10月15日
評価確定日	2020年3月16日
前回の受審時期（評価確定年度）	—

⑦ 第2回大阪市児童虐待防止体制強化会議での有識者見解抜粋（平成30年10月30日開催）

第2回大阪市児童虐待防止体制強化会議での有識者見解抜粋）平成30年10月30日開催

○今後の一時保護所について（方向性）

一人ひとりの子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる環境を整えることが必要である。

○一時保護所の環境改善について（課題）

現こども相談センター（中央区森ノ宮）は、平成22年1月に開設しているので、当時の基準に沿った一時保護所の整備がされている。今後の整備については、現行基準である平成23年6月に改正された基準は基より、平成30年7月6日付け厚生労働省通知「一時保護所ガイドライン」に沿って環境を整える必要がある。そのガイドラインでは、原則として個室対応を基本としていること、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできることが望ましいことなどが掲げられており、それを考慮して整備する必要がある。

○一時保護所の職員体制について（課題）

一時保護所は毎日のように入退所があり、子どもの集団が長期安定しない。個室化すると、それぞれの部屋でトラブルが起きることがある。

新しい施設をうまく運用できるかについては、スペース確保とあわせて、人員を配置できるかがポイントとなる。

⑧ 総 評

【施設の特徴的な取り組みと、評価の姿勢】

- ・大阪市こども相談センター（以下「こ相」）一時保護所は、「こ相」内に併設されており「こ相」の長である児童相談所長が児童福祉法第33条に基づいて一時保護をした子どもに対して、一時的に生活する場として提供するものであります。
- ・一時保護は「こ相」が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものです。
- ・その一時保護期間中は生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、「こ相」において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し、今後の援助方針を定める一時的な期間となります。
- ・このため評価基準のいくつかの項目については、継続して養育・支援に関わる一般的な児童養護施設等の社会的養護関係施設と評価基準と異なるところもあります。
- ・また本一時保護所は「こ相」の一部機能を担っていることもあり、一部の評価項目は一時保護所の評価項目としては基本的に非該当となりますが、子どもの安全確認や権利擁護の視点から市の取り組みを総合的に把握して「評価コメント」を行っております。
- ・総論として、現在「一保」では、健康管理、行動観察、日々の日課設定など、子どもの安全を守る取り組みは十分に行われています。
- ・しかしながら、①子どもの定員超過の常態化、②一時保護の長期化、③施設の狭さや老朽化など、生活環境としての不備が深刻な状況のため、職員の努力だけではカバーしきれない面があり、子どもたちが安心して過ごせる環境とは言い切れません。
- ・施設の拡充や職員体制の強化など、抜本的な改善が求められます。
- ・今後より一層の職員の専門性を向上させていくためには、職員間の意識の共有や、組織や自己研鑽としてスキルの向上を目指した実践トレーニングの実施、児童相談部門との人事交流を含めて多角的な協働体制の構築を期待します。

【特に優れた点】

- (2,14) 子どもからの意見の汲み取り
 - ・「日記の時間」を設け、子どもはその日の出来事や気持ちを綴ります。職員がそれに返答文を書き、子どもはまたそれに答えることを通じて子どもの意見・要望・苦情等をくみ取っています。
 - ・「日記の時間」は子どもと職員の大切な時間ともなっています。
 - ・そのほかに月1回のアンケート調査も実施されており、これには所長がその内容を吟味して対応しています。
- (18,20) 管理者の責務の明確化とS V体制
 - ・管理者をはじめ、各職員の役割や権限、責任が明確になっています。
 - ・また、職員に対するスーパービジョンの体制も整っています。
- (26,35,38,49,52) 子どもの健康
 - ・子どもの健康管理については、「こ相」に看護師が常駐するほか、医療機関との連携体制が整っており、健康上配慮が必要な子どもの受入れに対応し、感染症対策、子どもの急な体調変化にも応じています。
 - ・食事提供では栄養士が専任して、栄養管理やアレルギーにも配慮しています。

■ (59,60) 子どもの行動観察と記録

- ・一時保護中の子どもについての行動観察が職員により注意深く行われ、職員は記録により情報を共有するとともに、各種の観察会議等によって課題が吟味されています。

■ (62,64) 子どもの所持物

- ・一時保護中の子どもの所持物を預かる際の手続き、保護解除時の返還手続きは適切に行われています。
- ・一時保護中は、子どもの安全を守る観点や所持物の紛失、盗難、破損等が生じない対策として、子どもには基本的に私物を所持させず、生活必需品は全て支給品です。
- ・中には子どもにとって心理的に大切な物もありますが、丁寧に説得して代替品を提供するなどしています。

【改善を求める点】

■ (7,12,16,25,34,35) 集団生活のルール

- ・施設は旧基準に基づく構造であり、現行基準に照らして様々な面で十分ではないうえ、定員70名を大幅に超える児童在籍が常態化しています。
- ・集団生活の中で、子どもの安全を守る観点から、リスク回避に重きを置いて設定されたルールは、子どもの外出、通学、通信、面会をはじめ一時保護所内の日常生活に至るまで、一定の行動制限をやむなくしています。
- ・子どもは安心感、安全感を持つことができていますが、「一保」では集団生活であるためプライバシーの確保も不十分で、一人ひとりのアイデンティティ特性や障がい、育成歴等が尊重された自由な生活を送ることが難しく、心的ストレスも大きくなっています。
- ・生活のルールは、集団生活における安全を守るだけでなく、一時保護中に子どもがしっかりと自己を振り返り、生活への想いを再構築するとともに、生活規範やマナーを体得してゆくためにも必要とされ、その成果として子どもたちは規則正しい日常生活の中で自己を振り返ることができていますが、可能な限り子どもの主体的な“生きる力”を育むことも大切です。
- ・以上を改善してゆくためには自由に遊べる空間の確保や、レクリエーションプログラムの拡充が求められます。

■ (15) 施設構造

- ・施設は他用途（会館建築）から転用された建物で、間取りや構造上の制約から、居室の採光や換気、景観展望、内装の設えなど、そもそも子どもの生活環境として相応しくないことが多く指摘されます。
- ・施設の建替え移転の計画はありますが、実現にはなお年数を要します。
- ・移転整備を待つばかりではなく、可能な改善を実施することが求められます。

■ (19,25,40) 人員確保

- ・受入れをする子どもの人数は定員を遥かに超えており、その年齢、状況に応じて必要な職員配置がなされていません。
- ・人事管理、労務管理は大阪市の規定に準じて整っていますが、実態として労務負担は過重であり、働きやすい職場づくりの課題が山積しています。
- ・人材確保が喫緊の課題ですが、幼児の数も多く、保育の専門性を有する職員を増強する必要があります。
- ・また、支援には子どもが発する言動から、背景を読みとける感性が求められりため、特に新たに配置された職員等には研修などを通じて伝えていく必要があります。

■ (37) 就寝環境

- ・寝室は二段ベッドを多用する多床室が中心で、それでもスペースが足りず、大幅に定員超過する場合は日中の居室に布団を敷いて夜に寝室とする状況です。
- ・集団生活を実施しているため、年齢差に応じた就寝時間の設定もできていません。
- ・各個人の適切な睡眠を保障するための環境改善が求められます。

■ (39) 学習環境

- ・教職経験者を配置して、子どもの学習支援を行っていますが、定められた「学習時間」に一つの学習室に年齢幅の広い子どもたちが同時に、テキスト演習に取り組むに留まっています。
- ・また、教科も国語（英語）と算数（数学）に限定されています。
保護期間が長期に及ぶ子どももいますので、他の教科の学習や子ども一人ひとりの習熟度に合わせた学習レベルの設定など、さらなる取り組みの拡充が求められます。
- ・そのためには在籍校との連携を深めるとともに、具体的なプログラムの設定が求められます。

■ (42～48) 配慮を有する子どもへの対応

- ・身体・知的・精神その他多様な障がいや有する子ども、その他配慮を要する子どもが増加しています。一時保護所はそうした子どもに対する専門的な支援を行う場ではありませんが、加害・被害、あるいはその両面性のある子どもたちの集団生活を健全に運営してゆくためには、そのような専門的な支援技術を必要とする子どもの入所に対しては、あらかじめ個別の支援計画を策定する手順を決めておく必要があります。
- ・特に障がい児に対する専門的支援体制が十分ではありません。
- ・心理療法担当職員の役割が大きいのと思われませんが、そのほかにも身体・知的・精神障がいに
対応する専門的知見を有する相応の専門職の配置や、医療・福祉・法務など多岐に亘る
専門の機関との連携の体制がより強く求められます。
- ・以上のように、様々な意味で、特別なケアを必要とする子どもの受入れについての対応が急がれますが、ハードの制約があって、個別対応が難しい課題です。
- ・しかしながら、いずれも様々な意味で「配慮を要する子ども」の入所は増加傾向にあるもの
ですので、環境整備や人員配置上の対策が急がれます。

■ (51) 防災

- ・防災対策は火災時の避難だけでなく、あらゆる災害を念頭において、施設の構造・設備を踏まえ、これらの災害に応じた対策を再点検することを求めます。
具体的には、地震、風水害、感染症、食中毒、不審者の侵入等々があげられます。

■ (53,54,57,58) マニュアルと標準的实施方法

- ・「一保」においては、多様な特性の子どもたちに対して個別の支援がかかせませんが、一方で職員の資質や経験値に依らず一定の方針とレベルに沿って支援を実施する上で標準的実施方法を確立する必要があります。
- ・マニュアルは、ある程度確立された各種の工程やその考え方を示すものですが、標準的実施方法とは、その根源的な支援哲学から、まだマニュアルとして確定できていない、いわば試行錯誤の過程にある取組の広範囲に及ぶものと考えられます。
- ・「一保」の運営・業務および、子どもの養育・支援に係る標準的実施方法の文書化を進めること、そして、援助指針とともに、その実施状況の確認システムを確立し、評価と見直しを繰り返す取り組み（PDCA）の定着を期待します。
- ・標準的実施方法の文書化は、その策定過程において、職員間の理念・基本方針の共有化や支援スキルの向上が期待できるとともに、異動に伴う新規職員がいち早く一定水準の支援体制に到達するためにも欠かせません。

■ 評価と改善に向けて

- ・第三者評価の手引きでは、各改善点について具体的な提案を含めた指摘を求めています。当評価機関の趣旨は、第三者の視点での指摘をさせていただくことによって、当事者である施設管理者や職員に「気づき」を促し、主体的に改善に取り組まれることを期待しています。
- ・第三者評価は、その名の通り利用者でも支援者でもない第三者による評価です。施設の考え方やその状況を理解したうえで、それに拘束されない判断基準で評価をしています。
- ・忌憚なく多くの指摘をさせていただきましたが、管理者、職員の子どもたちの安全確保への多大な努力と熱い想いは大いに敬服するところです。
- ・その力量は大きく評価するところですので、今回の受審を契機として施設長を中心に、チームが一丸となってさらなる改善に取り組まれることを期待いたします。

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

【No.1】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

		【No.1】の評価 (a,b,c)	
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか		b
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか		△

◆評価コメント

- ・入所した子どもは、いきなり集団生活に入るのではなく、ひとまず個室で心身の安定を促す中で、一時保護所（以下「一保」）での生活に関するオリエンテーションを受けます。
- ・この際に、子どもたち一人ひとりに権利ノート等の文書を渡すのではなく、ラミネートされた権利ノートを提示して自他の権利が尊重されることや、訴えたいことは職員や第三者に相談できること、集団生活のなかでこれまでの自らを振り返りために生活のルールがあることなどを説明しています。
- ・今後は入所時の説明に留まらず、日常生活の中で繰り返し伝え、また権利ノートの携行や掲示物等でも示して、理解を促す工夫が求められます。

② 子どもの意見等が尊重される仕組みの構築

【No.2】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

		【No.2】の評価 (a,b,c)	
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が表明されるような配慮を行っているか		a
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか		○

◆評価コメント

- ・子どもの意見・要望・苦情をくみ取るために日記とアンケートの取り組みがあります。
- ・日記については、子どもの年齢層に応じたフォーマットが用意されていて、「日記の時間」に子どもたちは日々のできごとや気持ちを綴ります。
- ・職員はその一つひとつに返答文を書いて子どもはまたこれに答えるといった、相互のコミュニケーションが図られています。
- ・またこの取組は、子どもたちと職員との大切な時間となっています。
- ・アンケートは、これとは別に月に1回実施され、これは職員は介することなく、所長だけが見る仕組みとなっています。
- ・子どもの意見や願望、苦情は、その内容に応じて改善すること、子どもに理解を求めること、職員に周知すべきこと等々に仕分け、適切に対応したうえで子どもにも迅速にフィードバックしています。
- ・職員には、アンケートの全容が知らされていないので実感が無いとの指摘もありますが、直接支援に関わる職員の取り組み、管理者の取り組みが、それぞれに機能しており評価できます。
- ・食事の希望なども、こうした仕組みのなかで把握し、メニューに反映しています。

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

【No.3】保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

		【No.3】の評価 (a,b,c)	
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか		-
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示している		-

◆評価コメント

- ・保護の理由や目的、「一保」での生活等についての説明は、こども相談センター（以下「こ相」）のケースワーカー（以下「児童福祉司」）が行っており、「一保」としては「評価対象外」としますが、「一保」においても保護開始に際しては、オリエンテーションの中で丁寧な説明が行われています。
- ・また、一時保護が必要で子ども自身が納得しないで「こ相」に来る場合であっても、無理やり「一保」の中に入ることはなく、児童福祉司とともに管理職そして「一保」職員は、子どもが納得するまで数日かかって粘り強く対応しています。
- ・一時保護に対する不服申し立ての方法については、一時保護決定通知書に明記されており、児童福祉司から保護者には説明がされています。
- ・子どもアンケートの結果では、児童福祉司の説明について、男女とも過半が「覚えていない」「聞いていない」としてはいますが、一時保護後の職員からの説明については比較的多数がよく理解しています。
- ・一保での子どもへの丁寧な説明の取組はありますが、コミュニケーションが苦手な子どもや、幼児など様々な子どもがいる中で、できる限りすべての子どもにもわかるように説明することが望まれます。

② 保護期間中の説明・合意

【No.4】 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

		【No.4】の評価 (a,b,c)	
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか		—

◆評価コメント

- ・本項目についても【No.3】同様に、児童福祉司が行っており、「評価対象外」とします。
- ・なお、「一保」においては、児童福祉司の説明の後、「一保」職員が子どもに声掛けをするなどして様子を観察するとともに、児童相談部門との連携が図られています。

③ 保護解除に関わる説明・合意

【No.5】 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

		【No.5】の評価 (a,b,c)	
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか		—
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか		—
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分配慮している		—
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか		—
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか		—

◆評価コメント

- ・一時保護の解除に関わる件についても、児童福祉司が行っており、「評価対象外」とします。
- ・なお、「こ相」の援助方針会議には、「一保」職員も参加して、「一保」での行動観察結果を提供して児童相談部門との連携が図られています。

③ 保護解除に関わる説明・合意

【No.6】 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

		【No.6】の評価 (a,b,c)	
6-1	子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか		○
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか		○

◆評価コメント

- ・一時保護解除後の行き先は、家庭復帰、施設入所、里親委託など様々で、子どもの意向に沿うこともあれば、子どもの思いとは違うこともあります。
- ・そのため解除日は子どもには直前に伝えられています。また、そうしていることには他児への影響を避ける意味もあります。
- ・一時保護解除により、子どもは、構築した「こ相」職員との人間関係とは別に、新たな場所で新たな人間関係を構築することになるので、入所時に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもあります。
- ・そのため、子どもが見通しを持てるよう、解除を伝える時期について十分配慮した上で、関わった職員が子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが欠かせません。
- ・一時保護解除にあたっては、「こ相」として学校園や地域の見守り体制を構築して解除されていることから、本人にはうまくいかなかった場合でも身近な相談者、学校園の先生や「こ相」の児童福祉司に相談できるよう、その手段等は年齢に応じて伝えられています。
- ・また、「一保」では、一時保護後に子どもが行き先でうまく生活できるよう、自分自身と向き合えるよう支援されています。
- ・その上で、保護解除後に子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるように支援することを期待します。

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

【No.7】外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

		【No.7】の評価 (a,b,c)	b
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で最小限となっているか		△
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか		—
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか		○
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不要な子どもについて、不要な制限がなされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか		○

◆評価コメント

- ・通学、通信、面会など、外部との接点についての行動制限の説明は児童福祉司が行い、「一保」では行っていません。
- ・本項目にかかる執行機能は、基本的に「こ相」にあり、「一保」は総合的に判断して「評価対象外」となりますが、具体的な取り組みの如何が評価対象と考えられます。
- ・通信や面会については、児童福祉司とも連携して、可能な子どもには制限を加えず実施しています。
- ・通学については、「一保」では通学の送迎にあたる職員配置ができていません。
- ・通学可能な子どもには里親委託をしたうえで実施しています。
- ・外出については、児童福祉司とも確認を取りながら、全員ではないが年に数回の取り組みがあります。
- ・ただ、この一年は、女子では実施できていません。
- ・また、保護期間中に、子ども同士で互いの情報を交換することは、保護解除後に様々な不利益を被ることが危惧されるので、そのような会話を慎むよう支援しています。
- ・子どもの行動制限の適正についての職員の意識調査によれば、男女職員での認識が大きく異なり、女性職員には否定的意見が多くなっています。
- ・管理職においては現状の制限に関する認識の評価が、「まあそうだ」や「わからない」が皆無で、強い肯定47%と強い否定53%に大きく分かれており、組織を牽引する層内の認識の乖離が顕著になっています。
- ・その背景には、「子どもたちの最善の利益のために」という基本理念において、一方はパターンリズムに基づいて現状の管理主導を積極的に肯定する意見と、他方で定員超過と職員不足の中でやるべきことができていないと悩む人に分かれていることが窺えます。
- ・子どもの様々な事情に即した個別支援の中で子どもの行動規制を最小限にしようとする想いと、子どもの安全を図るために集団生活のルールを優先する方針の葛藤があるようです。
- ・「一保」における生活は、本項目で問う各種制限を含めて児童福祉司が行っていますが、子どもアンケートの結果では、男女とも過半が「覚えていない」「聞いていない」としています。
- ・また職員は、子どもに対する行動制限の限度や意味はわかまえていますが、ルール化された制限や決まりを伝えるにとどまり、その意味についての子どもに対する説明が十分とは言えません。
- ・子どもアンケートによれば、8割前後の子どもが一保職員から大切にされ、話も聞いてもらっていると評価しています。この関係性をさらに充実して、子どもの権利擁護をよりいっそう進めるための再検討と、意識の共有を期待します。

(4) 被措置児童等虐待防止

【No.8】被措置児童の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		【No.8】の評価 (a,b,c)	b
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか		△
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか		△
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか		○

◆評価コメント

- ・職員による不適切対応の防止については、研修を実施するほか問題行動への介入マニュアルを定めるなど、組織的な取り組みが行われています。
- ・子どもの心理的ケアを行える体制も整っています。
- ・しかしながら大幅な定員超過が常態化する中で、職員配置も不足しています。
- ・不適切対応の詳細な規定の明文化はなく、何が不適切な対応かとの判断も難しい状況です。
- ・子どもが、すぐに相談したり訴えることができるためには、何が虐待や権利侵害に当たるのかの理解が必要ですが、不用意な例示をすることは、様々な生活体験してきた子どもの不安をあおる結果ともなり（フラッシュバック）、そのことに特化した説明を行うこともできていません。
- ・子どもアンケートによれば、困ったことや不安を職員に相談できたか、という問いに全体傾向では「できた」は半数弱で、3割超が「相談することがなかった」と安定した生活が窺えますが、13才以上女子では「相談することがなかった」は1割に満たず、「できた」と「できなかった」が拮抗しているように、子どもの層別にはなお丁寧な取り組みが求められます。
- ・子どもたちの不安や緊張を解く環境づくりと、具体的な相談対応マニュアルの整備、そして職員の心身のゆとり確保が求められます。

(5) 子ども同士の暴力等の防止

【No.9】子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		【No.9】の評価 (a,b,c)	a
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか		○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか		○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか		○

◆評価コメント

- ・子ども間では、おもちゃの取り合いなどの小競り合いはありますが、大きなトラブルはありません。
- ・一部に、集団不適應や精神的不安定をきたす子どももいますが、子どもたちは概ね安定しており、規律正しい生活をしています。
- ・職員には権利侵害に関する研修やCVPPP（包括的暴力防止プログラム）研修が行われており、また子ども間でなにか起こりそうになれば、職員がすぐに介入する体制が整っています。
- ・子どもには一定の距離を保つことを促しており、子どもの安全のために職員の目が届かないところで子ども同士が交流することがないようにして、トラブルを未然に予防する支援が行われています。
- ・職員の意識調査においても、管理職から職員に至るまで、各層が強く肯定しており、力を入れて取り組んでいることが窺えます。
- ・幼児から中高生までの年齢差がある子どもたちが、過密な集団生活を送っているなかで、職員も、そして子どもたちもよく頑張っていることが評価できます。

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

【No.10】思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

		【No.10】の評価 (a,b,c)	a
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか		○

◆評価コメント

- ・子ども一人ひとりの文化、慣習、宗教等による食習慣や生活スタイルの違いについては、その都度配慮を行っています。
- ・職員の意識調査によれば、概ね肯定的評価となっていますが、女性職員と勤務年数1年未満の職員に否定評価があり、ジェンダーギャップ、世代ギャップが窺えます。
- ・組織としての評価の基準、取り組み目標等を明文化して共有することを期待します。

② 性的なアイデンティティへの配慮

【No.11】性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

		【No.11】の評価 (a,b,c)	b
11-1	性的なアイデンティティへに配慮した対応をしているか		○

◆評価コメント

- ・現在、「一保」では子どもたちは男女に分かれて生活しています。
- ・そのため、LGBT等、性的指向または性自認に配慮が必要な子どもについては、個室を用意するとともに入浴時間を分けたり、着替えの際にもプライバシーを守るなどの対応が行われています。
- ・しかしながら、それでもこの過密な集団生活の中では完全な対応ではなく、当該児にとっては心的なストレスがあることが懸念されます。
- ・その解消には、施設の小規模分散化のほかに考えられませんが、それでも多岐に亘る特性へのきめ細かな対応は、ハードの設えには限界があり、最終的には職員の理解と人間力に期待するしかありません。
- ・子どもの性的指向に係る配慮については、引き続き十分留意しながら支援を実施すること、職員間の意識の共有、および可能な限りの環境配慮が期待されます。

I 子ども本位の養育・支援

2 養育支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

【No.12】 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

		【No.12】の評価 (a,b,c)	b
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか		—
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか		△
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか		△
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか		△
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか		△

◆評価コメント

- ・一時保護受入れ可否の判断は「こ相」が行っており、「一保」は関与していません。
- ・子どもは男女の生活空間を明確に分け、それぞれ同性の職員が支援に関わっています。
- ・子どもとは適度な距離を保ち、その尊厳を大切に接していますので、子どもが安全感・安心感を持てる養育・支援が行われています。
- ・また、入所時の所持物には当該児のプライバシーに関わるものもあるので、その確認は、本人の同意に基づいて行われ、所持物を「一保」で保管する目的が、その紛失、盗難、破損等を防ぐためであることを説明して同意を得ています。
- ・実施したアンケートでも、入所後1ヶ月以上経過した子どもたちは概ね「職員から大切にされている」と信頼感を寄せています。
- ・しかし、今後も定員超過の常態化が継続した場合、多人数の集団生活の長期化に伴い、子どもたちの心的ストレスの増大が懸念されます。
- ・また、「一保」職員は現状においても、定員超過している子どものすべてに個別に関わるということができないというジレンマを感じながら、日常業務に追われています。
- ・こうした中では子どもたちのニードや想いを十分に受けとめられないことも危惧されますので、今後は、子どもの数に対して個別支援が十分に実施できるよう、職員の増員やハード面における生活環境の評価と改善が課題として指摘します。

② エンパワメントにつながるケア

【No.13】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

		【No.13】の評価 (a,b,c)	b
13-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		△
13-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		△

◆評価コメント

- ・子ども一人ひとりに対して、入所時のオリエンテーションをはじめ日常生活の折々に「あなたは大切な存在」であることを伝えており、その後の養育・支援の実践を通じて、子どももよく理解しています。
- ・また、子どもが自ら意見や要望を発信して、それに応える仕組みは、【No.2】のコメントにあるように、日記やアンケートで整えられています。
- ・特に日記を書く時間は、職員とともに一日を振り返る貴重な時間となっています。
- ・このように、個々の意見表明は十分に傾聴・受容されており、エンパワメントにつながる養育・支援の基本となる取組は全うされています。
- ・また、この項目に関する意識調査では、男性職員は明確に肯定していますが、女性職員の半数が否定評価をしています。
- ・この一年に、女性職員の半数以上が入れ替わり、勤務歴の浅い職員が多いこともあって、課題の把握や問題意識の乖離が窺えますので、組織としての基本方針の明確化と意識の共有化が求められます。

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

【No.14】 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

		【No.14】の評価 (a,b,c)	a
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分におこなっているか		○
14-2	子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		○

◆評価コメント

- アンケート調査によれば、子どもたちの約8割が児童福祉司や「一保」の職員がよく話を聞いてくれると答えており、職員の意識調査でも、聞き取りにあたって子どもの人権等を配慮していることを否定する意見はほとんどなく、自信をもって取り組まれています。
- しかしながら、そうした取り組みを職員個人の資質に留めることなく、「標準化」して「組織力」に集約してゆくことが必要です。
- この点において「標準化」というものがそもそも設定しがたいことはよく理解される場所ですが、多様な支援方法の中にも必ず標準化できる要素はあるはずで、これを文書化することによってのみ、支援の組織化が可能となります。
- 今後は、子どものペースを尊重した質問方法、質問技法、そして聞き取り内容を職員間で共有する取り組みについて、標準的実施方法のマニュアル化（文書化）を進めて、より確実な取り組みとなるよう期待します。

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設置運営基準の遵守

【No.15】 一時保護所としての設置運営基準は遵守されているか

		【No.15】の評価 (a,b,c)	c
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか		△
15-2	開放的な環境における対応が可能となっているか		×
15-3	一時保護所の設備及び運用基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか		×
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか		×

◆評価コメント

- 当該「一保」の設置運営基準は平成23年の改正前の旧基準により設定されています。
- また、定員は70名としていますが、近年は90名近くの子どもの受け入れざるを得ない状況が続いており、「如何に子どもの安全を保持するか」の対応に追われています。
- 定員を大きく超える子どもの擁護・支援に当たっては寝室以外の居室等を寝室として利用せざるを得ないため、全体に窮屈な環境となり、子どものプライバシーについても十分な配慮が出来ない状況です。
- また、子どもの日中活動に欠かせない学習室や居室（プレイルーム）も定員超過人数に適した広さではありません。
- さらに、それらの居室等の自然採光にも十分な配慮がされておらず改善が望まれます。
- その中、約1年後の2021年度に北部こども相談センターの開設を予定し、これに伴い現一時保護所の子どもの移動調整が検討されていて、漸く現環境の改善に見通しがつくようになりました。
- 今日まで大変厳しい環境の下、培ってこられた実績を活かして新しく向かえる環境において個々の子どもへの配慮についてや、出来る限り開放的な生活環境の確保など、新しい取り組みに期待します。

(2) 個別性の尊重

【No.16】 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

		【No.16】の評価 (a,b,c)	c
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか		△
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか		×

◆評価コメント

- 「一保」マニュアルにおいて支援の基本理念に「安全安心、受容傾聴、個性尊重、協力協働、自己研鑽」を明示し、支援の具体的な内容については「生活面のケア、レクリエーション、学習」等の目標が示されています。
- これに基づき幼児、学童（男・女）それぞれに応じた一時保護所の日課を定めています。
- しかしながら施設自体が旧基準であることに加え定員超過が常態化しているため、過密な集団生活が余儀なくされており、個別性が尊重された施設、設備及び日常生活の過ごし方や活動内容は不十分な状況です。
- ここでも、前項の通り約1年後に開設される北部こども相談センターその他、大阪市こども相談センター機能の充実計画の一環として、新しい環境において子ども一人ひとりの個別性を尊重した支援に向けての課題改善シミュレーションを検討するなど、変化を見通した取り組みに期待します。

(3) 生活環境の整備

【No.17】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

		【No.17】 の評価 (a,b,c)	b
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか		○
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか		○
17-3	家庭的な環境となるような工夫がなされているか		△
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか		△
17-5	必要な修繕等が行われているか		○
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか		×

◆評価コメント

- ・居室、寝室、お風呂、便所等各部屋の清掃は職員と子どもと一緒に分担し合って実施しています。
- ・自由時間にリラックスできる居室ではオセロ、将棋等のゲームやDVDを見るコーナー、卓球コーナーがあり、子どもたちそれぞれに楽しんでいます。
- ・しかしながらこの居室は30人位の利用が限度で、全ての子どもが自由に集えるスペースではありません。
- ・また、外部からの視線を遮るために、窓はカーテンで遮蔽されているため、外風景を望むことができません。
- ・その中、職員は子どもの様子を見て、5～6人の子どもたちを順番に中庭に連れて出て外の空気に触れさせ気分転換を図るよう努めていますが、こちらも機会を平等に持つことは難しい状況です。
- ・一方、少しでも家庭的な雰囲気づくりのため、各部屋の壁面に子どもと職員の協同制作によるパネルを掲げたり、居室には明るくて楽しく感じる絵柄のカーペットを敷くなど、施設の移転改築を待たず現状においても出来る工夫をすることが大切な取り組みとして求められます。

2 管理者の責務

【No.18】 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

		【No.18】 の評価 (a,b,c)	a
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか		○
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか		○
18-3	スーパーバイズができていますか		○

◆評価コメント

- ・管理者（所長）は自らの役割りと責任について、「一時保護所職種・事務分担表」において「一時保護所の運営、管理を総括する」と示すとともに福祉担当係長は「入所児童生活指導総括、指導員指導総括」、保育担当係長は「入所児童指導、保育士指導総括」と各々役割が示されています。
- ・また、上記の周知については全体通達、連絡の職員会議及び年度初めの新任着任の報告、連絡時において表明しています。
- ・職員のスーパーバイズについては男女それぞれのSV係長が「国立武蔵野学院、児童相談所一時保護所スーパーバイザー研修」を受け、一時保護所における子どもの安心・安全の確保や生活支援に当る指導員へさまざまな実践についてケースアドバイスをを行うとともに、日々現場において、相談し合える体制づくりに努めています。

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

【No.19】 一時保護所として、必要な職員体制が適切に確保されているか

		【No.19】 の評価 (a,b,c)	c
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか		×

◆評価コメント

- ・必要とされる職員配置は児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員、調理員、栄養士等、最低員数は配置されていますが、常に子どもの人数が定員をはるかに超える状況下、現在の児童指導員の配置数では到底子ども一人ひとりに応じて行ける体制はとれない状態です。
- ・中でも、女性職員の不足が続いており有給休暇も定められている通りには取得できない状況で当面の大きな課題となっています。
- ・また、職員アンケートの「勤務状況の満足度」においても若手の職員層では40%を超えて不満があるとともに職員を増やしてほしいと要望しています。
- ・対応策としてアルバイトの募集、及び大阪市臨時任用職員の募集を掛けていますが、応募がなく行きづまりの状況です。
- ・そのため人員体制の確保は大阪市組織内に求めるしかなく、こども青少年局へ定員超過が常態化している現状の理解を図り、引き続き職員の優先配転を受けることや次年度の新規配属を求めるなど、改善が強く求められます。

(2) 職員の適正配置

【No.20】各職種の役割や求められる専門性・能力を発揮した人員配置が行われているか

		【No.20】の評価 (a,b,c)	a
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか		○
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか		△
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか		○

◆評価コメント

- ・日々、子どもの生活支援に当る児童指導員はじめ各専門職の配置及び役割りは「一保」職員体制表で明確に示しています。
- ・その中、心理療法担当職員は援助支援会議に参加して子ども個々の心理面のケアの報告をするとともに、「こ相」の児童心理相談担当係長とは毎日のように子どもの状況について独自のパソコン掲示板を使い合って情報共有に努めています。
- ・また、学習支援には子ども教育専門員（元校長職 2名）と学習専門の指導員及び児童指導員と一緒に学習指導等に当たっています。
- ・さらに、職場内のスーパービジョン体制は【No.18】の通りです。
- ・以上のように、職員の配置は基準以上に適正配置されていることが評価できます。
- ・しかしながら、支援現場としては定員超過の常態化や、配慮を要する子どもの増加などの中で荷重な勤務負担状況が続いており、これに対応する職員体制の強化が喫緊の課題となっています。
- ・それは単に員数を増やすことなく、幼児保育や障がい児支援、また子どもの権利擁護に係る法務知見を有する職員など、高度な専門集団としての体制構築が急がれます。

(3) 情報管理

【No.21】情報管理が適切に行われているか

		【No.21】の評価 (a,b,c)	a
21-1	個人情報適切に取り扱われているか		○
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか		○
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか		○
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか		○
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか		○

◆評価コメント

- ・個人情報等、管理の徹底については、一時保護所マニュアル・支援の基本方針の中で「プライバシーの尊重、個人情報保護の厳守」を示し、職員はこれを遵守して職務に努めています。
- ・また、管理面では書類管理事務担当が置かれ日常的に管理の徹底を図っています。
- ・さらに、職員研修等の取り組みは大阪市職員倫理規則・個人情報等管理規定を用い所長により年2回の研修を実施しています。

(4) 職員の専門性向上の取組

【No.22】職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

		【No.22】の評価 (a,b,c)	a
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか		○
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか		○
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか		○
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		○

◆評価コメント

- ・職員への教育、研修は「一保」研修担当が置かれ、令和元年度の研修計画・素案では①運営方法、②予定研修及び日程を示し、年間各月の予定、研修テーマ、受講職員名が示されています。
- ・具体的内容は①権利擁護（児童）、②CSP（COMMON SENSE PARENTING）、③CVPPP(包括的暴力防止プログラム)、④施設見学、⑤新、転任者着任研修（年3回）、フォローアップ研修として、計画に沿って実施しています。
- ・これらの受講内容は研修報告ファイルに綴じ職員間の共有が図られています。また、職員一人ひとりの育成に向けた取組は大阪市職員目標管理フォームを使って期初の目標設定、中間には進捗状況の確認及び助言、期末には達成度の確認等、担当係長と年3回の面談を通して実施しています。
- ・さらに、OJTについては新任及び若手職員へ現場において身近な関係にある先輩職員が担当し、日々、子どもへのさまざまな支援についてアドバイスしています。

【No.23】 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

		【No.23】の評価 (a,b,c)	a
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか		○
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か		○

◆評価コメント

- ・職員間の情報共有や引き継ぎ等の取り組みは、毎朝9：30より引き継ぎミーティングが実施されています。
- ・ここでは前日勤務職員の「子ども個々の留意する事項や変化について」詳細に記入された申し送り日誌、及び引き継ぎ表を用い、係長及び当日勤務職員が揃って出席して連絡もれがないよう取り組まれています。
- ・また、定期的な会議はフロア会議（第2金曜日）、心理療法担当職員参加の観察会議（月1回＋随時）、支援会議（男性、女性職員 同・第1金曜日）等を実施して職員間の情報共有の不徹底による支障が生じないよう取り組まれています。

(5) 児童福祉司との連携

【No.24】 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

		【No.24】の評価 (a,b,c)	a
24-1	一時保護は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか		○
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか		○

◆評価コメント

- ・子どもの入所受入れから支援・指導期間、退所時に至るまで担当児童福祉司と常に密接な繋がりをもって情報共有が図られています。
- ・また、児童心理司と心理療法担当職員は、心理ケアが必要な子どもとの面接や心理検査を通して、子どもの状況変化や留意する事項などを連絡し合い、情報共有に努めています。
- ・さらに、援助方針会議には必要に応じて一保職員が出席し、子どもの個々の支援について検討、確認を行うなど、一時保護所と他の部門は常に連携して子どもの支援に努めています。

(6) 職場環境

【No.25】 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

		【No.25】の評価 (a,b,c)	b
25-1	適正な就業状況が確保されているか		○
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされているか		×

◆評価コメント

- ・労働管理体制の要綱は大阪市の定める労働条件に準じています。
- ・「一保」への配属についても大阪市キャリアデザインシートにより、本人の意向を確認した上で実施されています。
- ・また、職員同士の繋がりや、職員の就業状況の意向を聞いたり相談には主任、係長が寄り添って応じるなど、働きやすい職場づくりに努めています。
- ・メンタルヘルスについても大阪市職員労働条件のしおり（冊子）の中に「こころの健康相談窓口」が示されていて、職員は必要に応じいつでも相談できる体制が整っています。
- ・一方、子どもの定員超過が常態化している現状において時間外勤務が多く、休暇取得も定め通りの取得できる状況ではありません。
- ・それでも、多くの職員は「一保」の意義やそこにおける働き甲斐や公務員としての使命感を抛り所に日々の勤務に精励しています。
- ・「働きやすい職場」と感じられる環境づくりは、単に労務負担の軽減にあるのではなく、職員のそうした想いに応える風土の醸成が求められています。

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

【No.26】 医療機関との連携が適切に行われているか

		【No.26】の評価 (a,b,c)	a
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか		○
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームワークを行える体制があるか		○

◆評価コメント

- ・子どもの健康管理においては、「一保」内に看護師が配置されているとともに、「こ相」内には診療所があり、医師や保健師が配置されています。
- ・外部の医療機関とは、「こ相」として連携を図り、その協力を得ています。
- ・さらに、休日の対応については所長、係長、看護師の連絡網を整え、必要に応じ適切に対応しています。

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

4 関係機関との連携

(2) 警察署との連携

【No.27】 警察署との連携が適切に行われているか

		【No.27】 の評価 (a,b,c)	a
27-1	警察署との連携が日頃から行われているか		○
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか		—
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか		○

◆評価コメント

- ・子どもの無断外出や乱暴時の援助等、警察に協力を要請すべき場面のため、管轄の東警察署への連絡先が示されています。
- ・また、「一保」マニュアル「非常時、緊急時の対応」において警察への連絡手順を示しています。
- ・さらに、警察が子どもたちに面接を行う場合は、必ず職員が面接に立ち会い、子どものアドボケートに努めています。

(3) 施設・里親等との連携

【No.28】 施設や里親等との連携が図られているか

		【No.28】 の評価 (a,b,c)	—
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか		—

◆評価コメント

- ・一時保護期間中の子どもとの関わりを超え、里親や施設へ移行することもについては、その後の各関係先との調整は児童福祉司の役割りとしています。
- ・よって、本項目は「一保」は評価対象外としますが、必要な情報等は一時保護解除前の援助方針会議で行動観察の報告に努めています。

(4) その他の機関との連携

【No.29】 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

		【No.29】 の評価 (a,b,c)	—
29-1	必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか		—
29-2	関係機関とのネットワークを有効に活用できているか		—

◆評価コメント

- ・一時保護期間中の子どものよりよい養育・支援の実施には様々な関係機関との連携が欠かせませんが、その調整は児童福祉司の役割りとしています。
- ・よって本項目は「一保」は評価対象外としますが、必要な情報等は援助方針会議で行動観察の報告に努めています。

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

【No.30】 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

		【No.30】 の評価 (a,b,c)	a
30-1	理念・基本方針が職員に周知されているか		△
30-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか		○

◆評価コメント

- ・「一保」の支援の基本理念には、①人権尊重、②傾聴受容、③個性尊重、④協力協働、⑤自己研鑽が示され、子どもの養育・支援の基本および職員の行動規範が謳われています。
- ・また、支援の基本方針として8項目の方針が示されています。
- ・新任職員に対しては4月の新任研修で説明されます。
- ・しかし、年度途中の転入者には特段の研修機会はなく、文書配付と日常の業務を通じたOJTで周知が図られるのみとなっています。
- ・理念・基本方針は、「一保」の使命や役割、子どもの人権の尊重や、個人の尊厳に関わる姿勢を明確に示すとともに、職員の行動規範となる重要なものです。
- ・今後は、継続的な周知と、周知状況を確認するための取り組みを行うよう期待します。

2 一時保護所の運営計画等の策定

【No.31】 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

		【No.31】の評価 (a,b,c)	
31-1	事業計画が策定されているか		△
31-2	事業計画に基づく取組みが実施されているか		○
31-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みはあるか		△
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか		×

◆評価コメント

- ・「こ相」としては、北部および東部での新拠点整備、中央の移転整備等中長期の展望があり、またそうした展開をより充実するために、第三者評価受審の取り組みを始めるなど、具体的な計画を進めています。
- ・ただ、「一保」としては、「こ相」全体の行政機能の中で、子どもの安全確保とアセスメントを使命としており、独自の単年度計画を整えるという概念が存在していません。
- ・今回の第三者評価受審は、子どもの権利擁護という観点で「一保」の改革を推進することを企図しており、これを契機として「一保」から「こ相」全体に波及する改善計画を、職員の参画（意見反映）のもとに事業計画として策定することを期待します。
- ・31-4の着眼点について、アンケートで把握した子どもの意向を、個々のデマンドに応えるのではなく、事業所としての養育・支援の基本方針の具体化が肝要です。
- ・また、31-4の着眼点で「地域ニーズ」の、事業計画への反映を問うている観点は、一時保護する子どもへの対応に限らない地域課題への取り組みを求めていることにありますが、秘匿性の高い「一保」としてではなく、「こ相」の全体課題とすべきものです。
- ・つぎに、地域ニーズ等の把握については、「一保」あるいは「こ相」にとっての「地域」をどう定義するかが難しい問題ですが、まず「一保」や「こ相」についての地域理解を深めることが重要です。
- ・いずれにしても、地域とのかかわりは「一保」とうより「こ相」が前面となり、例えば各地区を担当する児童福祉司が、地域から「こ相」運営に対する意見が聴取できるような仕組みを構築できるよう期待します。

3 一時保護所の在り方

【No.32】 緊急保護は、適切に行われているか

		【No.32】の評価 (a,b,c)	
32-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最小限となるよう適切に判断する仕組みがあるか		—
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか		—

◆評価コメント

- ・緊急保護決定判断は「こ相」が行っており、「一保」はこれを受けてその後の対応を適切に行っています。
- ・よって、本項目については「非該当」とします。
- ・ただ、緊急保護があった場合、「一保」はいつでも対応できるように体制が整えられています。
- ・緊急保護の際、子どもには児童福祉司から入所理由等の説明がされ「一保」に入所しますが、子どもの安全確保上「一保」に入所することが必要であるにも関わらず子どもが入所を拒んだ場合には、児童福祉司に加え、「一保」職員も説明にあたって、子どもの心配や不安を取り除くようにして、子どもが納得するまで丁寧に対応しています。

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

【No.33】 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

		【No.33】の評価 (a,b,c)	
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか		○
33-2	日課構成は適切か		○
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか		○

◆評価コメント

- ・集団生活の中で、毎日の日課をきちんと決めて実行しています。
- ・掃除や下着洗いなどは、年齢に応じて子どもたちが自分でするように支援もしています。
- ・集団に不適応なケースでは、状況に応じて個室で支援する体制も整えています。
- ・全体としては適切なケアがなされていると言えます。
- ・しかしながら、定員超過で子どもの数が多く、また個室が足りないため、多人数での集団生活を基本とせざるを得ず、そこにストレスを感じる子もいます。
- ・職員は集団ケアと個別ケアと、ローテーションを組んで臨んでいます。絶対数がたりないので集団の中の子ども一人ひとりに十分に向き合える環境にはなっていません。
- ・子どもたちが毎日書く日記に返事を返すなど、現場職員の頑張りでようやく支えている状況です。

(2) レクリエーション

【No.34】レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

		【No.34】の評価 (a,b,c)	b
34-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか		△
34-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか		△
34-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか		△
34-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか		×

◆評価コメント

- 毎日の日課に、室内運動・室外運動と自由時間を設けています。
- 室内運動は体操や筋トレ、室外運動は所庭で行ったりします。
- 男女で差があり、男子はドッジビーやキックベース、5分間走など狭い所庭でもできるプログラムを工夫しています。
- 女子は子どもの人数に合わせて、ドッジビーやバドミントン、大縄跳び、サーキットゲームなどを楽しんでいます。
- 自由時間には、男子はプレイルームで卓球や将棋、マンガ、パズルなどに興じる子が、女子はパズル、マンガのほかお絵かきや塗り絵、ルービックキューブ、ピタゴラスを楽しむ子が多くなっています。
- テレビやCDもありますが、機器の数が限られておりスペースも狭いので、くじ引きだったり音量制限があったりして十分とは言えません。
- また、男子では特別日課担当職員が計画して集団外出もなされていますが、女子では「こ相」の児童福祉司との同行外出以外に出ることはありません。
- 女子職員は女兒以外に幼児も担当するので業務がタイトですが、工夫してレクプログラムをもっと拡充していくことを期待します。

(3) 食事（間食を含む）

【No.35】食事が適切に提供されているか

		【No.35】の評価 (a,b,c)	b
35-1	1日3食の食事が提供されているか		○
35-2	食事の安全・衛生が確保されているか		○
35-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか		○
35-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか		○
35-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか		△

◆評価コメント

- 第三者評価に伴う子どもアンケートで、食事は9割近くの子供が「おいしい」と答えています。
- しかしながら、食事時間の楽しさとなると約半数が「楽しくない」と答えています。
- 食事内容に関しては、嗜好調査を頻繁に行ったり、望む子にはお代わりできるように、アレルギーの有無に関わらず同じものが食べられるように工夫したり、行事などの特別日課には特別メニューを用意するなど、大変努力しています。
- 毎日のおやつも楽しみになっています。
- ただ、食事の際は集団の安定とマナーを重視し、食事に集中するように取り組んでいるのと、定員を超える子どもが入所していることから、食堂を男女で二交代で使用するため食事時間が30分と短いため、食事を楽しむという雰囲気ではありません。
- 子ども同士のトラブル予防、子ども自身からの個人情報漏洩防止など会話を制限する理由ではありますが、そのことが一部（おもに女子）の不満につながっている点は看過できません。
- 食事の楽しさは、保護所での生活全体の肯定感と最も強く結びついているので重要です。
- 栄養士など一部職員は問題意識を持って改善しようと努めていますが、個人努力では追いつきません。
- 組織全体として取り組むことが求められます。

(4) 衣服

【No.36】子どもの衣服は適切に提供されているか

		【No.36】の評価 (a,b,c)	b
36-1	衣服の清潔は保たれているか		○
36-2	衣慣習が身に付くように支援しているか		△
36-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしている		×
36-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		○

◆評価コメント

- ・子どもには必要な衣料一式を支給しています。
- ・小学生以上は、お風呂のあと下着を手洗いしています。パジャマの洗濯は週1回ですが、汚れた場合には適宜に対応しています。
- ・可能であれば週に夏場3回、冬場2回程度に改善することが望まれます。
- ・衣服の数は足りていますが、好みで選べるほどはありません。
- ・眼鏡等必要不可欠なものを除いて、私的な服や装身具は着用できないルールになっていますが、子どもの福祉を損なう恐れがあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう拡充していくことを期待します。

(5) 睡眠

【No.37】子どもの睡眠は適切に行われているか

		【No.37】の評価 (a,b,c)	c
37-1	就寝・起床時刻は適切か		×
37-2	睡眠環境は適切か		△

◆評価コメント

- ・幼児は20：00、小学生以上は21：30に就寝、起床は全員7：00になっています。
- ・小学生と中学生以上の就寝時間が一緒というのは望ましくありませんが、寝所を分けられないので致し方なくそうしています。
- ・個室以外、男子は16人部屋、女子は8人部屋2つ、ほか幼児用1室という構成で、入りきれない子どもは居室やプレイルームに布団を敷いて寝ている状態です

(6) 健康管理

【No.38】子どもの健康管理が適切に行われているか

		【No.38】の評価 (a,b,c)	a
38-1	子どもの健康状態が把握されているか		○
38-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている		○

◆評価コメント

- ・昼間は看護師が常駐しており、複数の医療機関と連携を保っています。
- ・入所時のアセスメントでアレルギーや持病等を確認しており、服薬・予防注射等は親の同意を取ります。
- ・入退所時に健康診断するほか、毎日検温して子どもの健康状態をチェックし、必要な時に早急な診療を受けられるような体制が整っています。
- ・自宅にいるより充実した健康管理がなされていると言えます。

(7) 教育・学習支援

【No.39】子どもの教育・学習支援は適切に行われているか

		【No.39】の評価 (a,b,c)	b
39-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか		△
39-2	在籍校との連携が図られているか		△
39-3	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか		×

◆評価コメント

- ・「一保」から、在籍していた学校に通う支援は実施していません。
- ・ただ、卒業式や修学旅行など特別行事に対しては、退所の時期を調整するほか、「一保」在所中でも参加できるよう配慮しています。
- ・学校とは情報を共有し、担任の教師が面会に来ることはありますが、「一保」から在籍校に働きかけて子どもの教育・学習支援について協議することはできていません。
- ・一時保護解除に関係する、在籍校の受け入れ事情についての協議は「こ相」の役割となりますが、「一保」としても、子ども一人ひとりの習熟度の把握や、教材の提供など、具体的な支援要素についてより密接な連携を図ることが求められます。
- ・保護期間中の学習が遅れないよう、「一保」内で学習の時間を設け、教育経験のある臨時職員が中心に指導しています。
- ・学力査定を行って、その子に合う教材を工夫しています。
- ・しかしながら、年齢幅の広い集団学習ですのでテキスト演習にとどまり、指導教科も国語（英語）と算数（数学）の2教科に限られています。
- ・また、学力の低い子が多いのでつますいたところの復習が主になり、受験生や意欲のある子には他教科のテキストも渡して自由時間での自習に委ねています。
- ・子どもたちからは、「在籍校に比して学習レベルがやさしい」「他教科の学習を希望する」等の意見もありますので、善処を期待します。

(8) 保育

【No.40】未就学児に対しては適切な保育を行っているか

		【No.40】の評価 (a,b,c)	c
40-1	発達の個人差、生活慣習の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか		×

◆評価コメント

- ・女性職員がローテーションで、小学生以上女子グループと男女幼児グループのケアに入っています。
- ・その上、保育専門職員の配置が対象幼児数に比して少なく、保育の資格や経験を持たない職員も幼児の世話をする形になっているため、幼児保育が満足にはできていないという声が職員から聞かれます。
- ・現在、2才児・3才児・4才児等の区分や発達段階に応じたグループ分けなどはできていません。
- ・「一保」の目的はあくまでも子どもの安全確保とアセスメントにあり、グループ分けは必ずしも子どもの最善の利益に繋がる支援に当たらないことは理解できますが、「保育所保育指針」でも子どもの発達年齢に応じた支援の多様性が謳われており、その意味での保育の専門的知見が不可欠です。
- ・職員配置の仕方をさまざまに試行錯誤していますが、幼児保育に指導的な職員を配置し、マニュアルの作成や保育研修を重ねるなどの対策が求められます。

(9) 保護者・家庭への感情・家族の情報、家族との面会等

【No.41】家族との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

		【No.41】の評価 (a,b,c)	a
41-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか		○
41-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか		○
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか		○

◆評価コメント

- ・家族との関係調整は「こ相」の児童福祉司の仕事ですが、その経過は「一保」に伝えられ、子どもに逐一説明しています。
- ・虐待のケースで「こ相」と親との信頼関係が築けていない時期を除き、家族との面会は可能です。面会時は子どもの意向を聞き、「こ相」の面談室で児童福祉司が立ち会って行います。
- ・面談の様子は面談後「一保」に伝えられます。「一保」内で子どもが親の前では見せない態度を示すこともあり、そうした点も援助方針会議等を通じて関係者間で共有しています。

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

【No.42】子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

	【No.42】の評価 (a,b,c)	
42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		b
42-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか		△
42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか		○
42-4 PTSD症状、訴えが見られた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		○

◆評価コメント

- ・性的問題に対し情報共有はしますが、受入時に合同カンファレンスを行うまではしていません。
- ・「一保」内では学習室以外で異性と接することはなく、学習時も横に並ぶことのないよう配慮しています。
- ・加害児童も被害児童もありますが、他の子どもにそれが伝わらないよう、また集団生活内で問題が起こらないよう職員が見守りをしています。
- ・PTSDなど対処が必要なケースには心理療法担当職員が対応します。
- ・LGBTの子に対しては、個室対応のもとで着替えや入浴、排便を単独でするようにしています。

(2) 問題行動のある子どもへの対応

【No.43】他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.43】の評価 (a,b,c)	
43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は可能性のある場合は、その背景のアセスメントをしているか		a
43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか		○
43-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか		○

◆評価コメント

- ・他害・自傷等に関しては、以下の通り十分に配慮していると言えます。
- ・常に職員の目があり、適切なタイミングで介入しているので、子ども間での衝突はありません。
- ・職員に対する暴力はまれにあるようですが、その際は毅然とした態度で臨み、個室でクールダウンして自身の振り返りをするよう促したりします。
- ・自傷癖のある子は数人いますが、他の子どもに知られないよう傷跡を見えないように工夫したり、入浴を別にしたりしています。
- ・心理ケアが必要な子どもには心理療法担当職員が対応しています。

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

【No.44】無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.44】の評価 (a,b,c)	
44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		a
44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対し適切な対応を行っているか		○
44-3 無断外出が発生した場合に、その子どもに対し適切な対応を行っているか		○

◆評価コメント

- ・ここ一年、女子には無断外出はありませんが、男子では年に10件程度発生しています。
- ・無断外出を何度も繰り返す子どもがおり、それに影響される子どももいます。
- ・発生時は担当児童福祉司、保護者、警察に連絡を行い連携して保護しています。
- ・「一保」に戻ったあとは叱ることはせず、十分な話し合いを通じて「振り返り」を行い、子どもからの説明にじっくり傾聴して子どもの気持ちを受け止めます。
- ・「一保」にいる子どもたちの多くは早く家に帰りたいと思っていますが、無断外出のような手段で戻っても落ち着ける居場所がないことを、子どもたち自身の気付きを促すようにして、関わっています。

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

【No.45】重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

	【No.45】の評価 (a,b,c)	
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	×
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	△
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	○

◆評価コメント

- ・14才未満の少年犯罪では警察から通告を受けて「一保」が子どもを保護するケースがありますが、重大事件に係る触法少年を受入れるのは年に1件程度です。
- ・基本、個室対応を行い他の子どもと混じわらないようにします。
- ・現場では、入所理由の如何を問わず、その子どもに合わせて支援していますが、多くの触法行為の背景には知的な障がいがあると思料されるケースも多く、専門的な障がい児支援が必要となることから、マニュアルを作成するよう改善を求めます。
- ・この場合のマニュアルとは、基本的な（標準化できる）マニュアルとは別個に、いくつかの類型に分類されたケースマニュアルといったものがイメージされます。

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

【No.46】身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

	【No.46】の評価 (a,b,c)	
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	—
46-2	葬儀等に参加させているか	○
46-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか	△

◆評価コメント

- ・一時保護中に身近な親族が亡くなった場合、それを子どもに知らせるのは児童福祉司の役割になります。
- ・葬儀には子どもは参加しますが、「一保」としてできることは多くはありません。
- ・戻ったあとの子どものケアは、必要であれば心理療法担当職員を中心として対応します。

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

① 被虐待児の受入れ

【No.47】被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.47】の評価 (a,b,c)	
47-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○
47-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○

◆評価コメント

- ・被虐待児童が過半を占めるので、特別なケアというより基本的な支援の一部になります。
- ・ていねいな言葉遣いで、上から押し付けないなど言動に気を配って、信頼できる大人がいることを分かってもらい、子どもが安心できるよう努めています。
- ・子どもアンケートでも、「一保」での生活で職員から大切にされていると感じている子どもは、積極的肯定、消極的肯定あわせて8割に及んでいます。
- ・ただ、属性別では否定的な回答をしている子どもも無視できません。子どものしんどさに気付けるかどうかは職員のスキルや感性による部分が大きく、そのため引き続き個々の職員が自らの資質を高める努力を続けるよう期待します。

② 障害児の受入れ

【No.48】 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.48】 の評価 (a,b,c)	
48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		△
48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		○
48-3 障害を有する子どもの受入れにあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされている		△

◆評価コメント

- 療育手帳を持つ子が数人、発達障がいを含めるともっと多くの子どもが該当しますが、「一保」は子どもの緊急一時保護による安全確保と、保護解除以降の援助方針を定めるためのアセスメントに努めており、とくに障がい児としてケアする体制を整えていません。
- どうしても集団になじめない子は個室で過ごすこととなりますが、むしろ特別扱いせず、できるだけ集団のなかに溶け込むよう支援しています。
- 問題があればフロア会議や支援会議で検討しますが、精神・知的・身体障がいのほか、内部障がい、学習障害、自閉症スペクトラムや、それらに付随する様々な社会生活困難につながる特性に明るい専門職を含めたチームケアの体制づくりが求められます。

③ 健康上配慮児童の受入れ

【No.49】 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

	【No.49】 の評価 (a,b,c)	
49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制はあるか		○
49-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		○
49-3 服薬管理や医療行為は適切に行われているか		○

◆評価コメント

- 入所時にアレルギーや服薬の有無について確認し健康診断も行っています。
- ケアが必要な子どもには看護師との連携のもと通院や服薬等支援しています。
- 集団での生活になりますが、普段から気をつけて体調が悪くなったときは個室の空きをやりくりして対応しています。
- 設置基準に基づいて医務室を設置して上記の医療体制を整えています。

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

【No.50】 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

	【No.50】 の評価 (a,b,c)	
50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか		○
50-2 無断外出の未然防止に努めているか		○

◆評価コメント

- 男子の場合は職員も経験を積んでいて、無断外出しがちな子、実行前の気配、実行時の立ち回り先などおおよそを把握しています。
- 発生した際には当直の職員が関係先に連絡し、自ら搜索して比較的早い時期に解決できています。

(2) 災害時対策

【No.51】 災害発生時の対応は明確になっているか

		【No.51】の評価 (a,b,c)	
51-1	火災時の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか		○
51-2	避難訓練を毎月1回以上実施している		○
51-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている		△

◆評価コメント

- ・火災等を想定して、毎月避難訓練を実施しています。
- ・避難先が所庭どまりで施設外にまで出ることはありません。
- ・実際に災害が起こったときうまく対応できるか不安を感じる職員もいましたが、最近職員が避難経路を再確認する機会を持ちました。
- ・幸い、施設は上町大地にあるので、大津波や河川氾濫、内水氾濫においても浸水の懸念は少なく、また断層の存在はあるものの、支持地盤も安定していると言われています。
- ・ただ、震度6を超える地震時に、各フロアの家具什器類の転倒や破壊、ガラス破片の散乱など、こどもの安全を侵すリスクが多く潜んでいます。
- ・また被災後の職員体制の維持は可能か、これらは「こ相」全体としての課題ですが、子どもの安全を確保する「一保」としても、あらゆる事態を想定した対策のマニュアル化や職員への周知の徹底が求められます。
- ・想定すべき災害としては、火災に限らず、近年その猛威が顕著となりつつある暴風雨や地震、それに伴うインフラの機能マヒ不審者の侵入、そして今般新たな課題として感染症のパンデミックと、それに伴う社会的機能のマヒがあげられます。
- ・特に感染症による社会機能マヒは、その他の災害に対する安全確保や復旧課題と違い、人的な支援ネットワークのマヒがあり、事業継続という観点からも複雑な課題を提示しています。（感染症そのものへの対応については次項で評価します。）
- ・災害対応については、その多様性や緊急性に鑑み、いわゆる危機管理マニュアルといった総括的な物とは別に整備して迅速な対応を可能とすることが求められます。

(3) 感染症対策

【No.52】 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

		【No.52】の評価 (a,b,c)	
52-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか		○
52-2	感染症が派生した場合の対応が明確になっているか		○

◆評価コメント

- ・感染症に対しては万全の注意を払っています。
- ・子どもに対しては入退所時に健康診断するほか、ふだんの手洗いや消毒はもちろん毎日検温もしています。
- ・厨房や食事に関わる職員には検便を実施、外来者にはマスク着用を義務付け、必要なら検温や消毒も実施しています。
- ・インフルエンザなど発生した際は医師の診断を受け個室隔離します。

7 質の維持・向上

(1) 標準的実施方法

【No.53】 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

		【No.53】の評価 (a,b,c)	
53-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか		○
53-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われている		△
53-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認できる仕組みがあるか		×
53-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われている		○

◆評価コメント

- ・各種マニュアルは整備され、職員に配付されています。ただ、マニュアルに関する研修はとくに行われていません。
- ・それでも職員にはよく周知されており、特に勤務歴の長い職員は高く評価しています。
- ・しかしながら、マニュアル通りに養育・支援が実施されているかを組織的に確認する仕組みはなく、職員個々の取り組みに委ねられていますので、比較的に勤務歴の浅い職員には否定的な評価が多くみられます。
- ・マニュアルは、支援を画一化するものではなく、職員による支援方法の乖離を解消して、支援の質に一定の水準を担保するものです。
- ・またマニュアル策定のプロセスや、マニュアル通りに支援が行われているかを確認する取り組みは、支援の質を高めるために大変有意義なものです。
- ・今後は、マニュアルに関する研修や意識の統一を図る取り組みを進めるとともに、SVによる確認や支援方法の標準化に向けた、組織的な取り組みを期待します。

(2) PDCA

【No.54】 一時保護所として質の向上を行うための仕組みはあるか

		【No.54】の評価 (a,b,c)	b
54-1	自己評価が定期的に行われているか		○
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われている		△
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか		×
54-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっている		×

◆評価コメント

- ・自己評価は、本評価基準によるものは2年前からの取り組みにすぎないが、独自の取り組みが6、7年前から定期的に行われ、課題を共有して、その改善に向けた対応を行ってきました。しかしながら改善の取り組みは臨機にしていますが、定期的な取り組みとして定着していません。
- ・第三者による外部評価については今後継続的に実施する予定であり、自己評価とあわせ外部評価の結果を踏まえて、全職員の参画のもとで組織的なPDCAサイクルが定着し機能することを期待します。
- ・ただ、「一保」における日々の取組は、PDCAサイクルが想定しているような静的な課題に留まらず、都度瞬時に判断が求められる課題が動的・連鎖的に発生するものであることにも念頭においた実効性ある取組が求められます。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

① 情報把握

【No.55】 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

		【No.55】の評価 (a,b,c)	a
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか		○
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか		○

◆評価コメント

- ・一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況に関する情報収集は関係機関等との連携により、迅速に進める態勢が整っています。
- ・緊急な保護が必要な時は、子どもへの聞き取りや健康診断などにより、集団生活において問題無いかの確認も行えています。

② アセスメント

【No.56】 関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方法を決定している

		【No.56】の評価 (a,b,c)	—
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか		—
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別支援指針（援助方針）が策定されているか		—

◆評価コメント

- ・「一保」としては、アセスメントや援助指針を作成することはありません。よって本項目は「評価対象外」とします。
- ・「こ相」に在籍する児童福祉司は「一保」と連携して、アセスメントや援助指針を作成する体制が整っています。

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

(1) 個別ケアの実施

【No.57】 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

	【No.57】の評価 (a,b,c)	
57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか		b

◆評価コメント

- ・一時保護連絡票に一時保護の理由や一時保護中に求められることが記載されており、これに基づいて個々の支援が行われています。
- ・生活としては、施設建物が旧基準で設置されているうえ慢性的な定員超過と職員不足で集団生活と成らざるを得ない状況ですが、子ども達に変化が見られるときや、親との関係において改善が見られず子どもの心情が落ち着かない時、子どもがトラブルを起こしたときなどには個別の対応が行われています。
- ・ただ、子どもの数に対して少ない個室を様々に使い回している状況ですので、子どものニーズに十分応えられているかが懸念されます。

(2) 見直し

【No.58】 一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか

	【No.58】の評価 (a,b,c)	
58-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか		○
58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか		○
58-3 必要のない長期間の保護が行われていないか		△

◆評価コメント

- ・子ども達の日記などから、「一保」内での子どもの心情などを把握しようとしています。
- ・また職員は日々の観察の中で、子ども達に変化が見られると思った場合は、その子ども達から個別に話を聞くなど、子どもの理解に努めています。
- ・保護開始時は、保護目的や期間についての見通しに付いての確認は行えてますが、受け入れ先が見つからない等、外的要因で保護期間が長期に及び子どもも存在しています。

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

【No.59】 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

	【No.59】の評価 (a,b,c)	
59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか		○
59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか		○

◆評価コメント

- ・集団支援を行う中で、職員達は子ども達の様子を注意深く見守り、日々子ども達が書く日記にも目を通し、子ども達の内面も理解しようと努めています。
- ・子ども達の日々の様子は、様式に則った観察記録にて記録されており、子ども別のファイルに綴じられ、当日担当職員以外も見る事が出来る状態で保管されています。

(2) 観察会議等の実施

【No.60】 観察会議が適切に実施されているか

	【No.60】の評価 (a,b,c)	
60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか		○
60-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか		○

◆評価コメント

- ・前日勤務職員と当日勤務職員は、毎朝の引き継ぎミーティングで子ども達の状況について把握する仕組みが構築されています。
- ・支援会議（第1金曜日）、フロア会議（第2金曜日）、係長会議（第3金曜日）、職員会議（第4金曜日）と支援に関する会議は毎週行われ、問題のある事案に付いては随時、観察会議（月1回、男女共）が児童福祉司や心理療法担当職員等の関係職員同席で行われています。
- ・しかしながら、慢性的な定員超過や職員不足の為、入所児童全員の観察会議は行うことが出来ていません。

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

【No.61】 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

		【No.61】 の評価 (a,b,c)	a
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか		○
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか		○

◆評価コメント

- ・「一保」単独で子どもやその保護者に対する説明や支援方針を作成することはありませんが、「こ相」に在籍する児童福祉司や児童心理司が関係機関と連携して必要な支援を行っています。
- ・一時保護開始時には聞き取りや健康診断により、子どもの健康状態を把握するようにも努めています。
- ・生活に必要な物は保護開始初日に準備されています。

(2) 子どもの所持物

【No.62】 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

		【No.62】 の評価 (a,b,c)	b
62-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している		△
62-2	一時保護中、子どもが所持する物については記名しておく等、子どもの退所時に紛失しないよう配慮しているか		○
62-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか		○

◆評価コメント

- ・一時保護中の生活必需品は支給品で対応しており、子どもの私物は「こ相」で預かり、「一保」内に持ち込んでいません。
- ・子どもの心理的に大切な物も、職員が根気よく“なぜ持ち込めないか”を説明し納得してもらった上で預かっています。
- ・私物を預かるときは、子どもと確認しながら預かり証を作成しています。
- ・現金などの貴重品についても児童福祉司が受け取り、「こ相」の金庫に保管しています。

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

【No.63】 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

		【No.63】 の評価 (a,b,c)	a
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか		○
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいる		○

◆評価コメント

- ・一時保護の継続・解除の判断は、「こ相」での援助方針会議（毎週開催）で検討されます。
- ・援助方針会議には、「一保」職員も出席し、一時保護中に得られた子ども達の情報が提供され継続あるいは解除の判断が行われています。

(2) 子どもの所持物

【No.64】 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われている

		【No.64】 の評価 (a,b,c)	a
64-1	子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか		○
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか		○

◆評価コメント

- ・一時保護解除にあたり、子どもの所持物の返還時は、これまで受領書等の発行は行っていませんでしたが、今回の自己評価後に受領書を発行する様に改善したことは評価出来ます。
- ・「一保」職員が外部の関係者に直接返還することはありませんが、「こ相」の児童福祉司と連携して、子どもの所持物について適切に処理されています。

利用者調査の結果

調査の概要

- ① 調査対象者 一時保護されている7才～17才の児童
- ② 調査対象者数 有効回答数59票
- ③ 調査方法 2019年12月にアンケート実施（無記名回収）
自記式質問紙留置法による

④ 利用者への聴き取り等の結果（概要）

《職員とのコミュニケーション》

- ・入所時に児童福祉司から、一時保護所の説明があったのは44%、入所理由の説明があったのは63%、入所期間の見通しについての説明があったのは49%です。
 - ・一通り説明はしているはずですが、子どもたちの半数は十分な理解のないまま入所したことになります。
 - ・層別に差があって、13才以上女子の85%は一時保護所がどのようなところかの説明を覚えています。
 - ・13才以上男子の79%は、入所期間の見通しの説明の方を覚えています。
- ・一時保護所職員や児童福祉司で話をよく聞いてくれる人がいると、79%の児童が回答しています。
 - ・実際、一時保護所職員にこれまでのことや今後の希望を聞いてもらったのは82%、一時保護所職員に大切にされていると感じることがあるとする回答が80%に達しています。
 - ・こうした職員との関係性は、一時保護所での生活の肯定感とつながっていますので重要です。

《自由時間・学習・課外活動》

- ・自由時間に自由に過ごせる時間が多い方だと感じている割合は65%、多くないと感じている割合は35%です。
 - ・自由時間で楽しいことがあるとするのは70%で、卓球、マンガ、テレビ、CD（音楽）などが挙げられています。
 - ・学習については、80%の児童が「易しい」「やや易しい」と答えています。
 - ・学習以外の活動については、「楽しい」「まあ楽しい」が63%、「楽しくない」「あまり楽しくない」が37%です。
 - ・自由時間や課外活動への感じ方も、一時保護所での生活の肯定感に結びついています。

《食事・食事時間》

- ・ 食事に対しては86%が「おいしい」「まあおいしい」と答えています。
しかしながら、食事時間の楽しさに対しては「楽しい」「まあ楽しい」52%、「楽しくない」「あまり楽しくない」48%と意見が分かれます。女子は否定の方が多く、とりわけ13才以上の女子でははっきり「楽しくない」とする割合が54%に達しています。
- ・ 食事のおいしさや楽しさは、一時保護所での生活の肯定感ときわめて密接につながっています。
- ・ 食事の場の雰囲気改善が必要だと感じられました。

《一時保護所での生活全般》

- ・ 一時保護所での生活で嫌なことや困っていることがある児童は37%ですが、13才以上女子では62%、次いで13才以上男子も46%になっています。
 - ・ 閉鎖環境や行動制限からくるストレスとみられます。
 - ・ 不安や困ったことを一時保護所職員に相談できた割合は46%、相談できなかった割合は20%です。
 - ・ 13歳以上女子では42%が相談できなかったと回答しています。
 - ・ これらの点も、一時保護所での生活の肯定感と強く関連しています。
-
- ・ 逆にうれしかったことがあるとするのは37%です。
 - ・ とりわけ入所期間の長い児童で62%と高くなっています。
 - ・ 日常的な小さな楽しみを中心に、自分なりの楽しみ方を見つけているとみえます。
-
- ・ 一時保護所での生活全体に対しては、「よかった」「まあよかった」を合わせて肯定割合が64%、「よくなかった」「あまりよくなかった」の否定割合が36%になっています。
 - ・ 女子では否定の程度が強くなっています。食事時間や日常での会話制限が大きいのもしれません。